

居住支援法人活動の普及拡大に向けた調査事業

令和7年3月21日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

注）本事業は、令和7年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。

なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容や事業主体の採択等の変更等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

1. 事業概要

(1) 事業名

居住支援法人活動の普及拡大に向けた調査事業

(2) 事業目的

本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎える中、高齢者・子育て世帯・障害者等の多様な世帯が、安心・安全で豊かな生活を営むことを可能とするための住まいの確保は重要な課題である。特に、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、居住支援体制の一層の充実が求められている。

そのような中、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号。以下「改正法」という。）に基づき、住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）の規定が改正され、令和7年10月に施行される予定である。

改正法により、地方公共団体は、単独で又は共同して居住支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者（不動産事業者・団体）及び社会福祉協議会その他の要配慮者の福祉に関する活動を行う者（福祉関係事業者・団体）により構成される居住支援協議会を置くように努めることとされた。今後は、同法において、居住支援協議会は、要配慮者又は賃貸人に対する情報提供、民間賃貸住宅への入居及び福祉サービスの利用に関する要配慮者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備、要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進など、要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議を行うことが重要となる。

このため、本事業では、居住支援協議会と連携し、地域の居住支援体制の整備に向けた取組を実施する居住支援法人における居住支援の実態を把握するとともに、その普及拡大を目的とする。

(3) 事業内容

①居住支援団体による居住支援の普及促進のための調査検討

居住支援の普及に向けた研修会等の開催など、普及促進に資する取り組みを行う。

②居住支援法人の指定促進のための調査検討

居住支援法人の指定申請や活動にあたり、居住支援団体の法人形態の違いや地域の実情等により生じる課題を把握し、解決方策を検討するなど、指定促進に資する取り組みを行う。

③居住支援法人の入居前支援の活動実態の調査検討

居住支援法人が行う居住支援のうち入居前支援について、その具体的な支援モデルなどの実態を把握し、より効果的な居住支援のあり方の検討を行う。

④居住支援法人の持続的な活動・運営に関する調査検討

居住支援法人の活動・運営について実態調査し、モデル的な取り組みを把握することで、適正かつ持続的な法人運営に資する検証を行う。

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

令和7年4月上旬 ～ 令和8年3月31日

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 居住支援活動に関する知見を有すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 西澤
- ②住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電 話 03-5253-8111 (内線 39855)
- ④電子 mail hqt-anshin-kyojyu02@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 令和7年3月21日(金)から令和7年4月4日(金)
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて電子媒体で交付

説明書の交付を希望する場合は、(1)の担当者までメールにて連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 令和7年4月4日(金) 18時00分まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 電送(電子メール)

なお、提出時は、以下の規定によることとし、その到着を確認すること。

- ・データ形式はPDFとする。なお、担当部局が、他の形式による提出を求めた場合は、その形式とする。
- ・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書によるため、申込にあたっては必ず担当者より説明書を受領すること。